

Uターン者返還免除型奨学金の創設

只見町みらいの人財育成奨学金条例



議会9月会議において、「只見町みらいの人財育成奨学金条例」を承認いただきました。これにより、従来の「只見町奨学資金貸与条例」と「農業後継者育成奨学資金貸与条例」が新制度に統合されるようになります。

この奨学金は、只見町出身の生徒や学生が進路を自由に選択し、意欲的に学業に専念できるよう町が奨学金を貸与するものです。また、据え置き期間を長くし、**貸与を受けた者が将来只見町に戻ってきた際には、その年度毎の返還分を免除**できるようになりました。

今年度中に募集を開始し、令和4年度から貸与開始を予定しています。

新たな条例

只見町みらいの人財育成奨学資金条例

- 【目的】** 町の将来を担う人材育成のため
- 【対象】** 高校、大学、短大、専門学校等に進学する者
- 【貸与の額】** 月40,000円以内 ※高校12,000円以内
- 【据置期間】** 満30歳に到達するまで
- 【償還期間】** 10年以内
- 【返還免除】** 只見町に住所を有し居住の実態があるものに対して、その期間の年度ごとの償還を免除する。

ポイント!

新制度は、只見町奨学資金貸与条例のような所得要件を設けていません。また、**既存の奨学資金制度の利用者も含めて、只見町にUターンした場合、その年度ごとの償還分を免除します。**

農業後継者育成奨学資金貸与条例は新制度に統合することで、農業者を目指す方でも**対象校や対象者の幅が広がります。**

廃止になります!

只見町奨学資金貸与条例

- 【目的】** 経済的理由により就業が困難な者
- 【対象】** 高校、大学、専門学校等
- 【貸与の額】** ・高校月12,000円以内
・国・公立大学、短期大学等月30,000円以内
・私立大学月40,000円以内
- 【償還期間】** 8年以内
- 【返還免除】** 免除無し

只見町農業後継者育成奨学資金貸与条例

- 【目的】** 農業後継者育成
- 【対象】** 農業者大学校、福島県立農業短期大学校、(財)鯉淵学園農業栄養専門学校に進学するもの
- 【貸与の額】** 月100,000円以内
- 【償還期間】** 10年以内
- 【返還免除】** 卒業後直ちに只見町で就農

U・Iターン者には、他にもこのような補助金があります!

① U・Iターン等促進助成金

- 【内容】** 1人あたり5万円を交付。交付対象者が扶養している中学生以下の子ども1人あたり5万円を加算。
- 【条件等】** ①定住後1年以内に事業所などに就業し、6か月以上雇用されている又は起業（開業）している。
②就業開始日の年齢が35歳未満であること。
③3年を超えて定住する意思があること。
④税金等を滞納していないこと。

② U・Iターン有資格者等人材確保推進給付金(保健師・看護師)

- 【内容】** 基本額100万円を交付。(条件により加算有り)
- 【条件等】** ①保健師、看護師いずれかの資格を有していること。
②職員採用通知受理日から任期開始以後30日までの間に、只見町へ住所を移した方で、任期の定めのない只見町常勤職員として採用された方。
③5年以上継続して勤務できる方。
④税金等を滞納していないこと。
⑤給付金の返還が生じた場合の連帯保証人として、成人した只見町民1人を立てられる方。
⑥町内の他の施設又は事業者からの転職でない方

③ 若者定住支援事業補助金

- 【内容】** 住居費及び引越費用を合計した額(上限30万円)
- 【条件等】** ①令和3年4月1日以降に移住した世帯、又は令和3年4月1日以降の就業が確定された状態で、令和3年4月1日以前に移住した世帯
②勤務する事業所の人事異動等により町外に転出する見込みがない世帯
③定住の日において若者世帯、又は子育て世帯
④定住の日から1年以内の世帯
⑤就業している世帯員がいる世帯 等

④ 奨学金返還支援補助金(みらいの人財育成奨学資金以外の奨学金対象)

- 【内容】** 年度内に返還した奨学金の2分の1の額を補助。(年間最大18万円、最長9か月支援)
- 【条件等】** ①只見町に住所を有し、通勤圏内の事業所等に就業している、又は自ら事業を営んでいる。
②令和3年3月31日時点で35歳未満であること。
③税金等を滞納していないこと。
④申請時点で奨学金の借入が終了し、返還している。
⑤他の奨学金返還支援制度を利用していない。
⑥公務員でない。(会計年度任用職員を除く)

※補助金詳細は担当課へご確認ください。①、③、④ → 地域創生課 ☎ 82-5220 ② → 総務課 ☎ 82-5210

お食事券・元気応援券を配布

町内で使用できるお食事券と商品券の配布が、10月30日から始まりました。

これは新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、消費の落ち込みにより大きな影響を受けている町内事業者の皆さまへの支援や予防対策等に対する負担が増加している町民の皆さまへの生活支援を行うためのものです。

ぜひお早めにご利用ください。

■内容

配布対象者1人につき、
「只見町飲食店応援お弁当・お食事券」 5,000円
「ただみ元気応援券（商品券）」 10,000円

を各世帯に配布

■対象者

10月28日時点で只見町に住所を有している方

■使用期間

令和3年11月1日～令和4年2月15日



■使用方法

各券の取扱店で現金と同様にご利用いただけます。ただし、額面以下でのご利用の場合、おつりは出ませんのでご了承ください。

また、未使用の券の払い戻しはできませんので、必ず期限内にご利用ください。

■取扱店

お食事券・商品券に同封のチラシをご覧ください。なお、取扱店にはポスターを掲示しています。

■問合せ先

只見町商工会
☎ 82-2380

只見町公共事業補助金 (集落補助金)の 補助率が変わります

只見町公共事業補助金の内、農業用施設の 신설、改良、補修等に要する工事が10万円以上の事業に対しての補助率が引き上げられます。

前) 当該農業用施設の 신설、改良、補修等の事業に係る工事費の額の70%以内（平成20年3月6日以前の辺地集落又は30戸以内の小集落にあっては、当該工事費の80%以内）

後) 工事費の額の90%以内（平成20年3月6日以前の辺地集落又は30戸以内の小集落についても90%以内）

6月から実施した集落座談会内で、「高齢化が進み、農業用施設の改良・補修が困難になっている」、「国県の補助金の要件では厳しい」などの声を受けて、集落負担の軽減や機能の維持のため、今回の引き上げが決定されました。また、本年度に集落補助金を使用している事業に関しても、4月1日にさかのぼり適用となります。